第２次狭山市環境基本計画

年次報告書（平成２８年度実績）

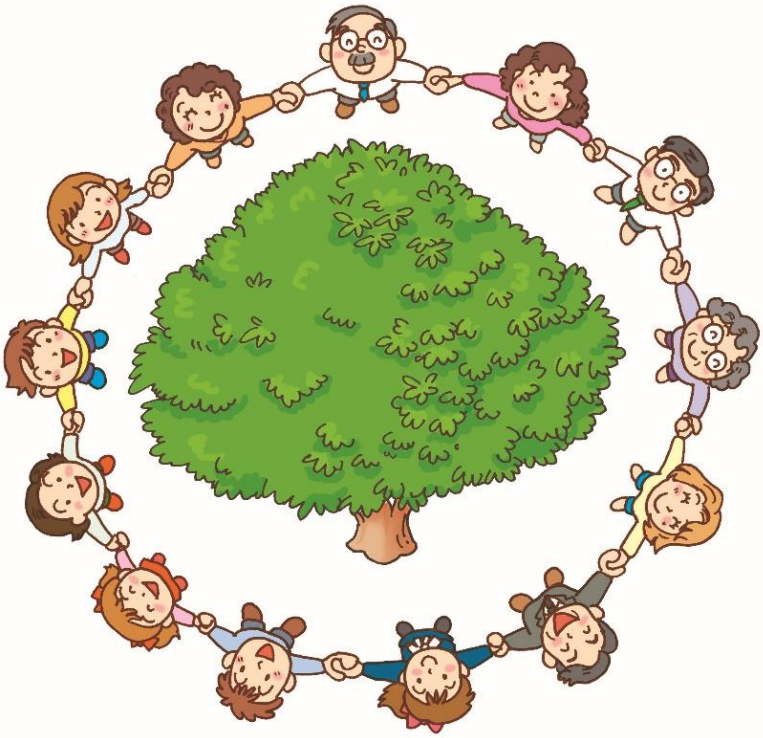

第２次狭山市環境基本計画の概要

１．計画策定の背景

狭山市では、全国的にみても比較的早い平成 10 年 3 月に『狭山市環境基本計画』を策定し、その５年後には、地球温暖化対策の強化、ISO１４００１を活用した進行管理による継続的な計画の改善、見直しの初期段階からの市民参加といった視点を重視して、計画の見直し、改定を実施しています。

一方、本市の状況をみると、人口減少に伴う少子高齢化の進行や、平成 20 年 9 月のリーマンショックを契機とした景気後退等、社会経済状況に大きな変化がありました。環境への取り組みについても、入間川、不老川の水質改善やごみの減量等一定の成果を上げている分野もありますが、身近な緑や水辺の減少、温暖化対策等、さまざまな課題が残されています。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響で引き起こされた福島第一原子力発電所の事故等による電力不足に伴い、化石燃料の使用が増加するため、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みは新たな課題に直面しています。一方で、電力逼迫に対応するための節電の取り組みは、これまでの大量生産・大量消費社会における私たち一人一人の生活のあり方を見つめ直すきっかけにもなっています。

こうした環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえ、前計画期間が平成 23 年度末に満了することから、平成 24 年度から 10 年間の新たな『第２次狭山市環境基本計画』を策定したものです。

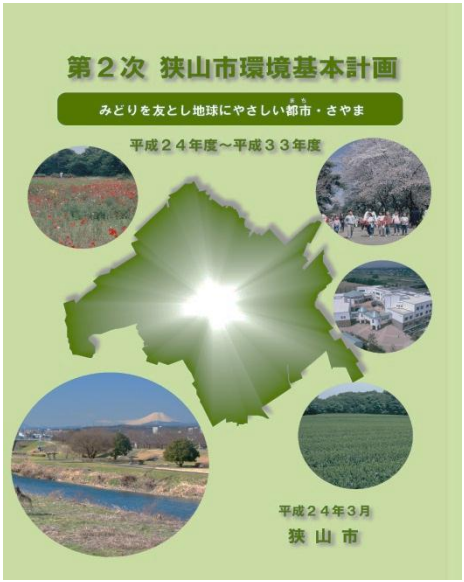

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

『第2次狭山市環境基本計画』は、『狭山市環境基本条例』第 7 条に基づいて策定され、市民や事業者との協働のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

また、「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指して市政運営の指針を定めた『第3次狭山市総合振興計画　後期基本計画』と整合性のある環境分野の計画として位置づけられます。

なお、本計画は、温室効果ガスの排出抑制のための総合的・計画的な施策展開に向けて定める『狭山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を包含するものとします。

(2) 計画の期間

計画期間は 21 世紀半ばを展望しつつ、平成 24 年度から 10 年間とします。ただし、短期的に取り組む「重点プロジェクト」は、計画期間を概ね 5 年間として設定することとします。

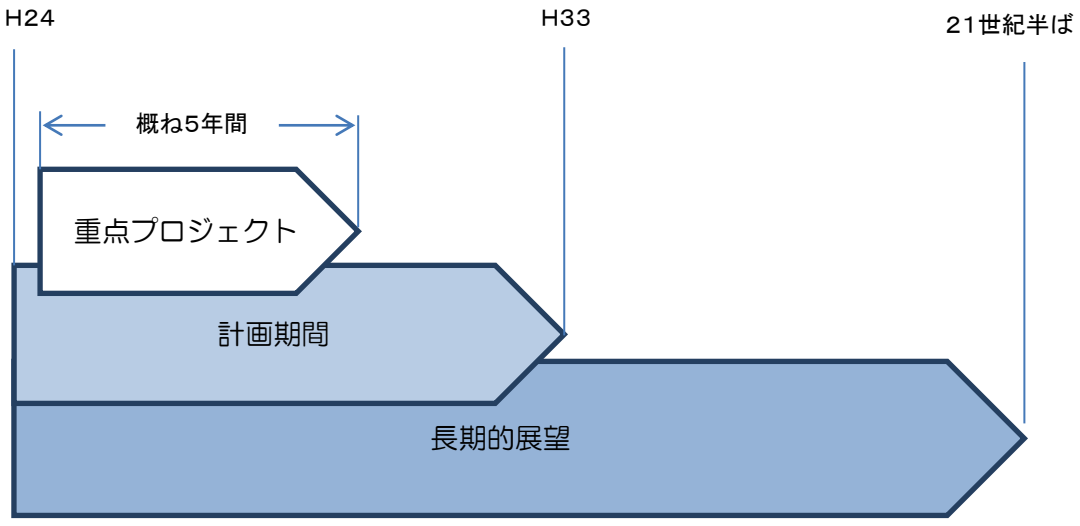

(3) 計画の対象範囲

日々の生活に密着した生活環境（地域環境）の改善や、生活の場を取り巻く自然環境の保全のための行動を通して、生活の質と地域の価値を高めるだけでなく、地球環境の保全と持続的発展が可能な地域社会の形成に寄与します。

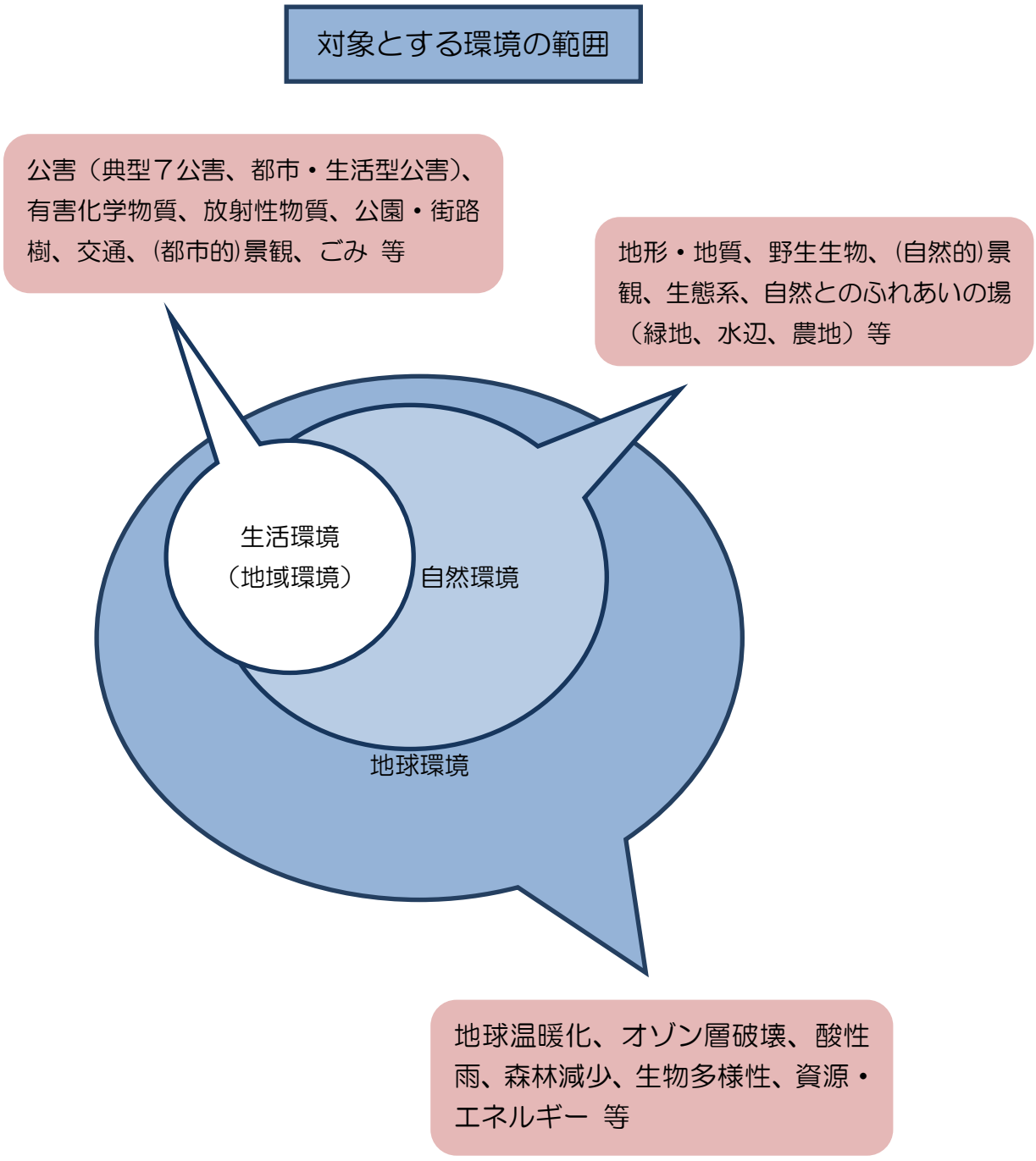

3. 基本理念と望ましい環境イメージ

(1) 基本理念

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会を、

一人ひとりの日常の活動を通してつくっていくことにより、

地球環境の保全とともに、

将来世代を含む市民が健全で豊かな環境からの恵みを享受できるようにする。

(2) 望ましい環境イメージ

『みどりを友とし地球にやさしい都市(まち)・さやま』

みどりを友とし ： 入間川、雑木林、茶畑等に代表される
狭山のみどりの保全を優先し、
自然とのふれあいを大切にします。

地球にやさしい ： 地球温暖化をはじめ深刻化する地球環境問題に対して、
地域でできる取り組みを積極的に推し進めます。

都市(まち)・さやま ： 子どもから高齢者まで市民の誰もが、気持ちよく、
安心して暮らせる生活環境を整えます。

『みどりを友とし地球にやさしい都市(まち)・さやま』ということばは、
「自然環境」、「地球環境」、「生活環境」を総合的に保全し、
よりよい環境をつくっていこうという意志を表しています。

4. 基本目標と市民が描く将来の環境像

(1) 基本目標

前回の計画では、長期的に大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から持続的な発展が可能な社会へ転換を図るため、4 つの基本目標のもと、環境保全の取り組みを推進してきました。

これまでの課題を踏まえ、本計画でも、前回の計画の 4 つの基本目標を基本的に継承していきます。

望ましい環境イメージを実現する４つの基本目標

基本目標１　人と自然との共生
基本目標２　環境への負荷の少ない地域社会の実現
基本目標３　地球市民としての貢献
基本目標４　環境保全への主体的参加

(2) 市民が描く将来の環境像

望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市（まち）・さやま」とそれを実現するための 4 つの基本目標の達成に向けて、市民、事業者、市が同じ方向を目指して環境保全に取り組めるよう、21 世紀半ばを展望した狭山市の環境の姿や市民生活のイメージを整理しました。（市民が描く将来の環境像については、第2次狭山市環境基本計画（平成 24 年 3 月）を参照ください。）

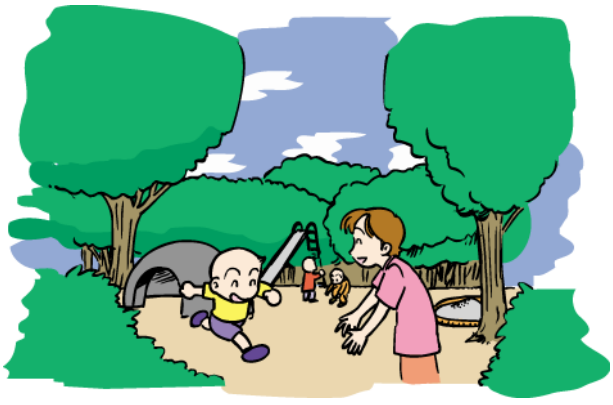

5. 各主体の基本的役割

よりよい環境づくりのためには、市民、市民団体、事業者、市が「協働」の考え方のもとで、適切な連携を図りつつそれぞれの役割を果たしていくことが大切なことです。

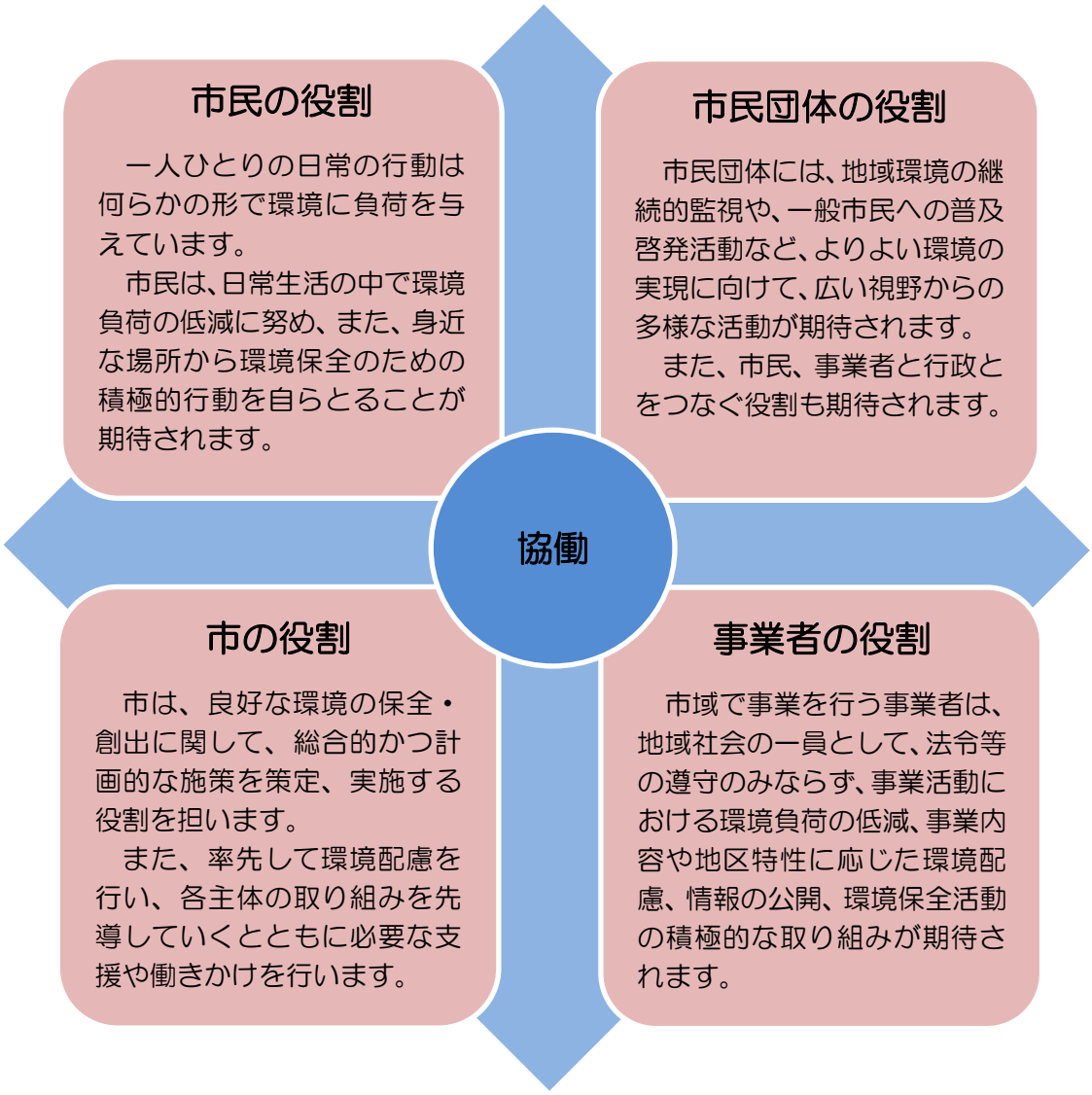

6. 計画の施策体系

望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市(まち)・さやま」とそれを実現するための4つの基本目標の達成に向けて、市民、事業者、市が同じ方向を目指して環境保全に取り組みます。

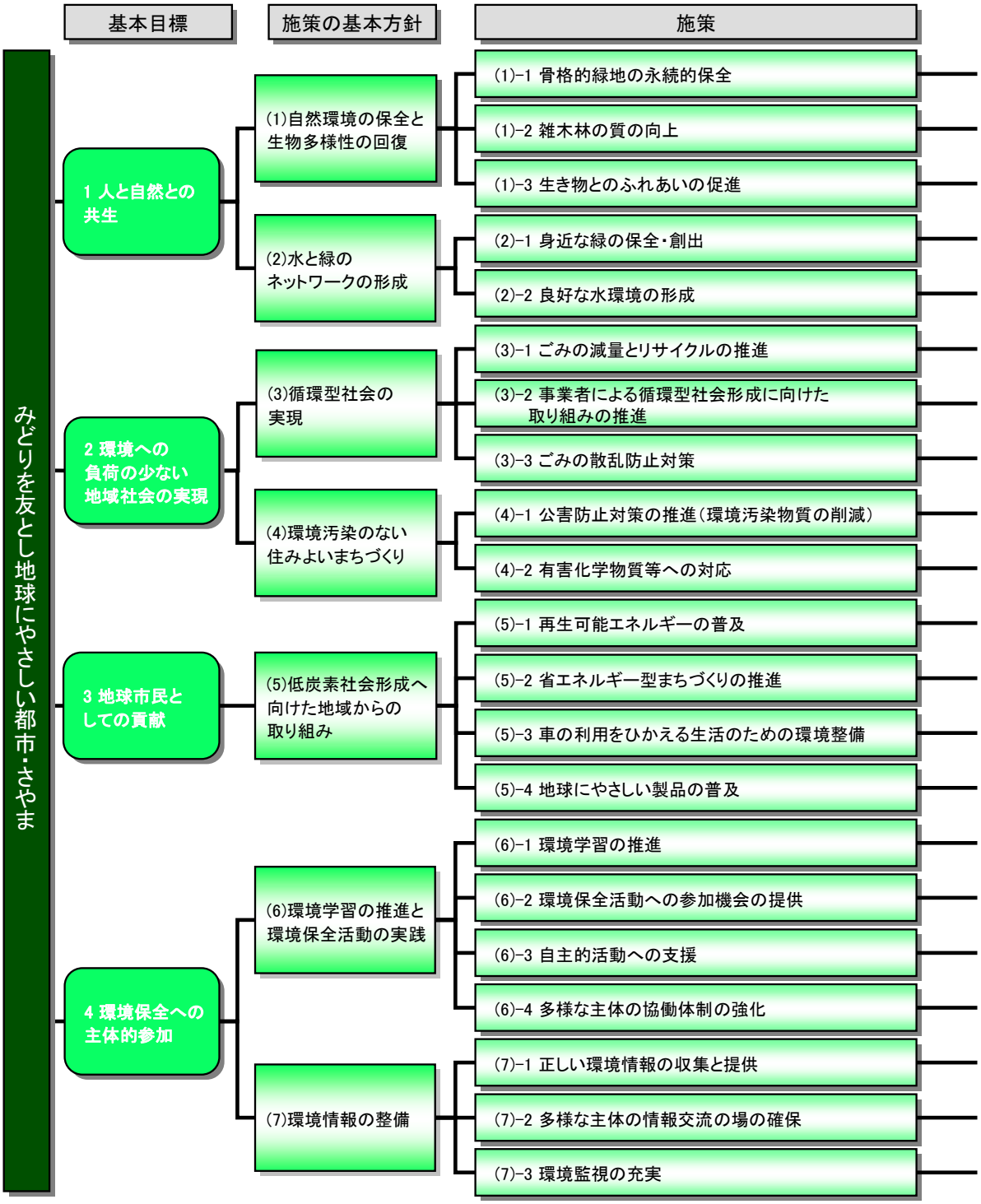

取り組み
緑地の担保、地域制緑地等の指定、財源の確保
適切な利用と管理による生物多様性の回復、市民参加による適切な管理
智光山公園、堀兼・上赤坂公園の活用、ふれあいの場の整備・機会の提供
市街地内の樹林地の保全、公園緑地の整備・管理、公共施設の緑化、 道路緑化、民有地の緑化の推進
河川水質の改善、河川における生物多様性の保全、小河川・水路の整備・管理、 川とのふれあい、水源地域との交流の促進、農地の保全・活用、雨水の利用及び地下浸透の促進
ごみの発生抑制、リサイクルの推進、4Rの普及啓発の充実、ごみの安全・適正な処理
産業界への普及啓発
ポイ捨て防止・不法投棄対策、まちの美化に関する普及啓発
必要な規制・指導の強化、自主的な環境保全活動の促進、環境汚染の実態の把握・公表、 自動車公害の抑制、モラルの向上、地域のルールづくり
監視・指導の強化、実態把握と情報提供
再生可能エネルギーの活用、市民共同発電所の普及支援
省エネルギー建築の普及、省エネルギー行動の普及促進、スマートコミュニティ構想の調査・検討
徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくり、公共交通の利用促進、自動車利用の抑制、次世代自動車の普及、 エコドライブの普及啓発
地球にやさしい製品の普及、グリーン調達の推進
学校における環境教育の推進、地域ぐるみの環境学習の推進、環境教育の場の提供
環境保全活動の推進
多角的支援、登録、顕彰等による評価
パートナーシップの仕組みづくり、地域力の向上、広域連携
正しい情報の整備、多様なメディアによる情報交流
環境情報・啓発の場の整備、イベント等の開催
環境監視の充実、環境評価と情報発信